

「新しい倉敷への第1歩！ 想いを実現させよう 阿知3丁目再開発」

倉敷市阿知3丁目東地区 再開発ニュース第7号

2018年10月19日発行

発行／倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

権利変換計画原案を縦覧します

当組合は、平成30年10月14日に平成30年度通常総会を開催し、「権利変換計画の原案の縦覧」について、賛成多数により承認されました。

つきましては、別途ご案内いたします、縦覧通知にも記載しておりますが、組合事務所会議室にて権利変換計画の原案を2週間公衆の縦覧に供します。概要は、以下を参照ください。



■縦覧期間（意見書受付期間）

平成30年10月26日（金）から平成30年11月8日（木）まで
ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

■縦覧場所

倉敷市阿知3丁目9番32号

倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合会議室

■縦覧時間

午前10時から午後6時まで

※その他の事項については、縦覧通知書類を参照ください。



権利処分承認申請の受付を終了

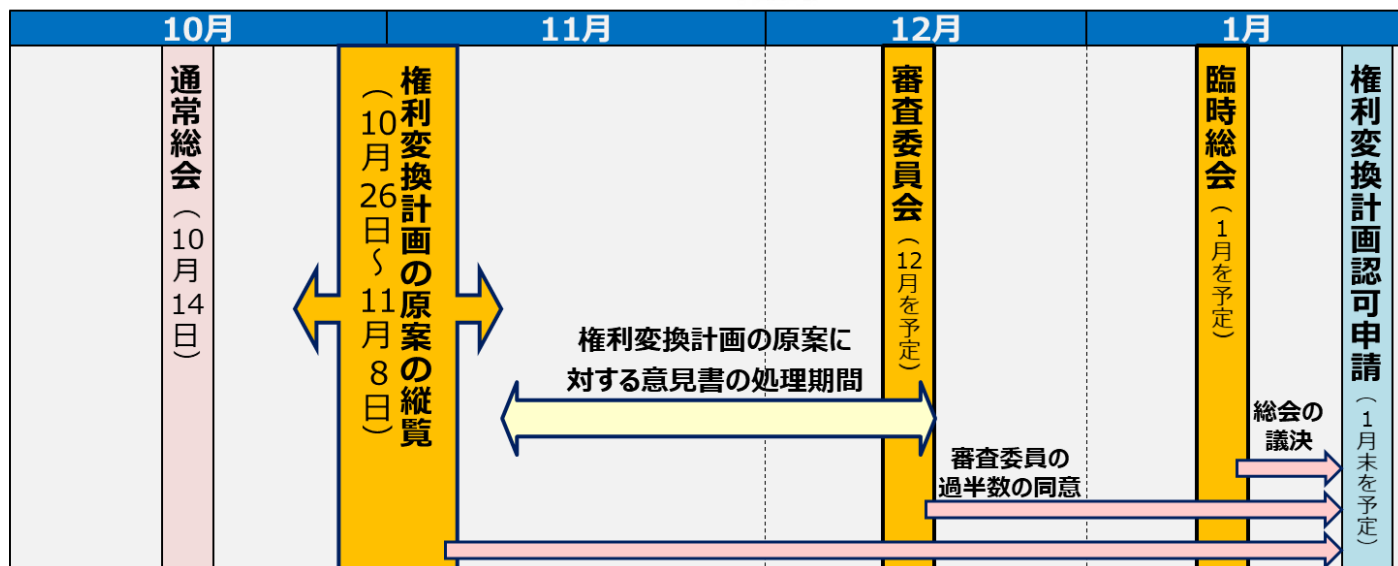
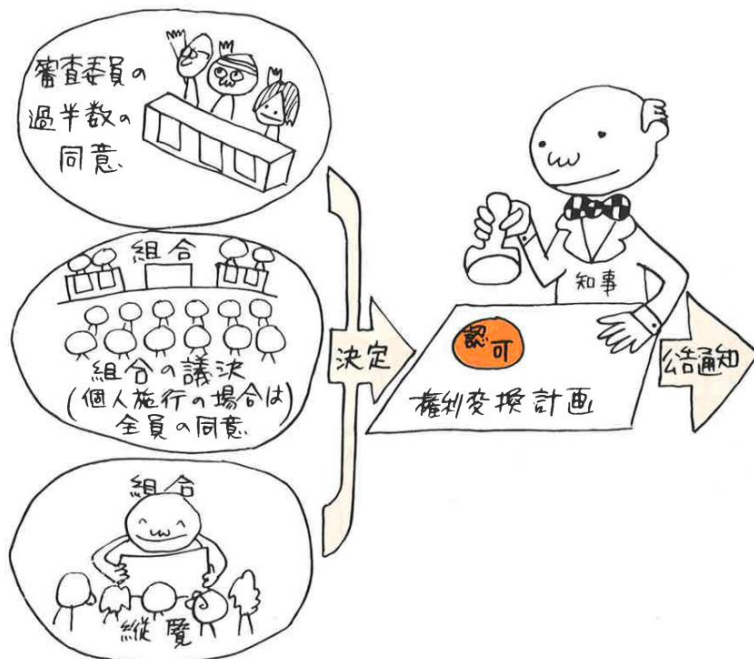
再開発ニュース第4号、第5号でご案内しておりました「権利処分承認申請」は、平成30年10月14日（日）で受付を終了しました。今後、施行地区内における権利の移動を希望されても、受付できません。なお、承認を得ないで処分した権利は、処分関係当事者には有効であっても、施行者には対抗できませんので、十分ご注意ください。

今後の手続きについて

当組合は、今後、権利変換計画の原案の縦覧後、意見書が出た場合にはその処理を行い、権利変換計画書をまとめる作業を進めます。

その過程で、権利変換計画書に対する審査委員会における審査委員の過半数の同意、総会における組合の議決を経て、権利変換計画認可申請を岡山県知事に対して行う予定です。

今後の手続きの流れを示したスケジュールを以下に示しておりますので参照ください。



※スケジュールは、関係機関等との協議により変更となる可能性があります。

お困りの際はご相談下さい

組合事務所には、常に事務局員が待機しております。今後、権利変換計画作成に向けて、権利者の皆様方とも密に協議をさせていただくこととなりますので、ご不明な点や、ご心配に思うこと等がございましたら、倉敷市もしくは組合までいつでもご相談ください。

【問合せ先】 倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合
 住所：倉敷市阿知3-9-32（ふれあい広場） TEL 086-424-0111
 倉敷市建設局まちづくり部市街地開発課
 住所：倉敷市西中新田640番地 TEL 086-426-3505

